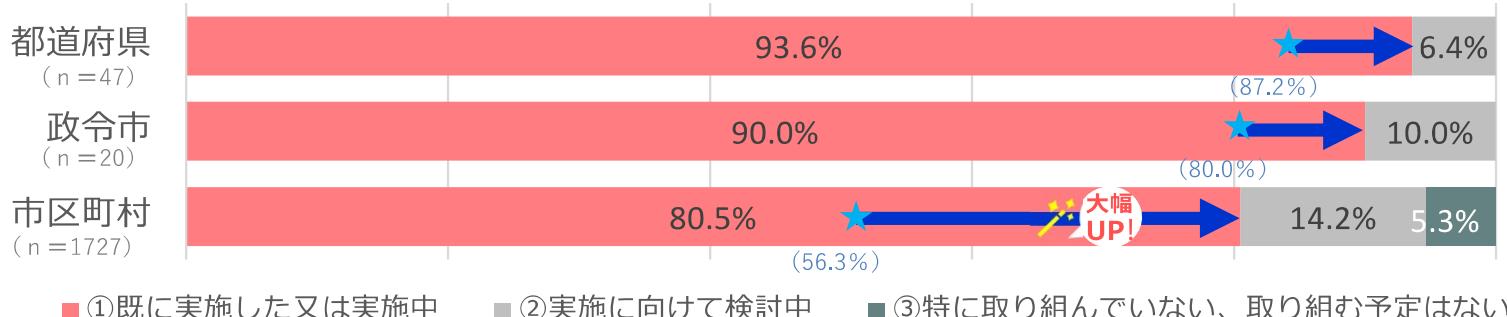


- ICTを活用した校務効率化の実施状況 -

学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化については、都道府県・政令市において**9割以上で実施**、市区町村では、昨年度から大きく伸び、**8割以上で実施** (R3 : 56.3%) されている。

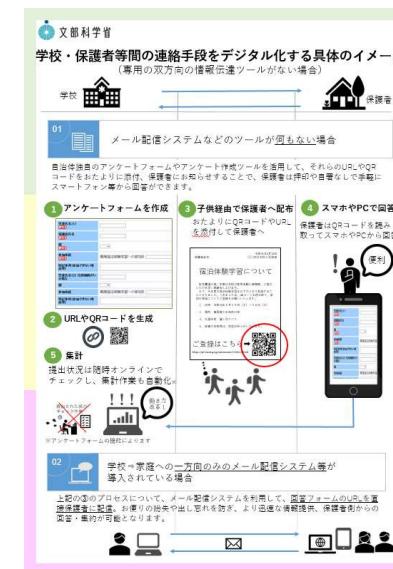
【問】学校と保護者等間における連絡手段について、Webアンケートフォーム等を活用してデジタル化を図っている。（保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り等）



学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化

- ✓ 令和2年10月に教育委員会等に対して、学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を促す通知を発出
- ✓ 通知の中で、学校・保護者等間の連絡手段をデジタル化する具体的なイメージを示し、デジタル化の取組を促進
- ✓ 学校向けFAQも作成し、学校現場において連絡手段のデジタル化を進めやすいうように支援

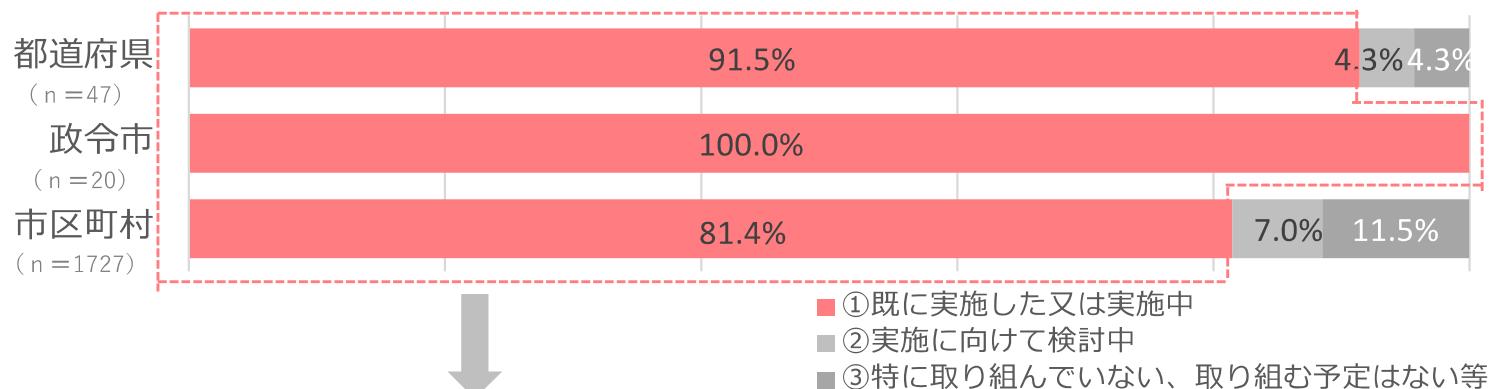
https://www.mext.go.jp/content/20201019-mxt_zaimu-100002245-1.pdf



–教員業務支援員の活用状況及び事例–

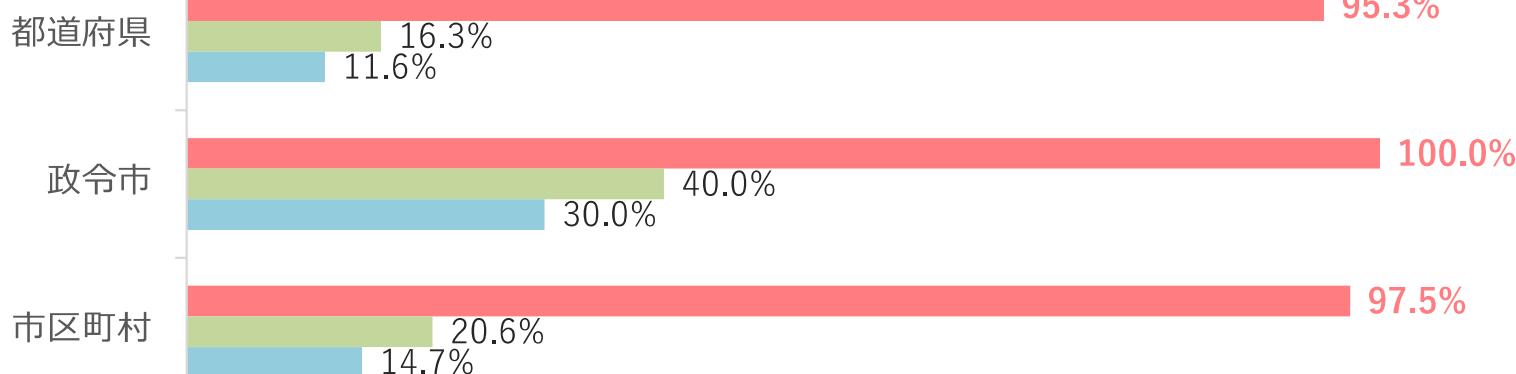
教師の業務負担を軽減するための支援スタッフについては、都道府県91.5%、政令市100%、市区町村81.4%の自治体で配置されており、そのうち97%超は、教員業務支援員として任用している人材を配置している。

【問】教師の業務負担を軽減するために、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）をはじめとした支援スタッフの参画を図っている



- ①既に実施した又は実施中の内訳
- ②実施に向けて検討中
- ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等

【①既に実施した又は実施中の内訳】



■ 教員業務支援員等として雇用されている人材の配置※ ■ 地域住民との連携・協働 ■ 保護者の協力

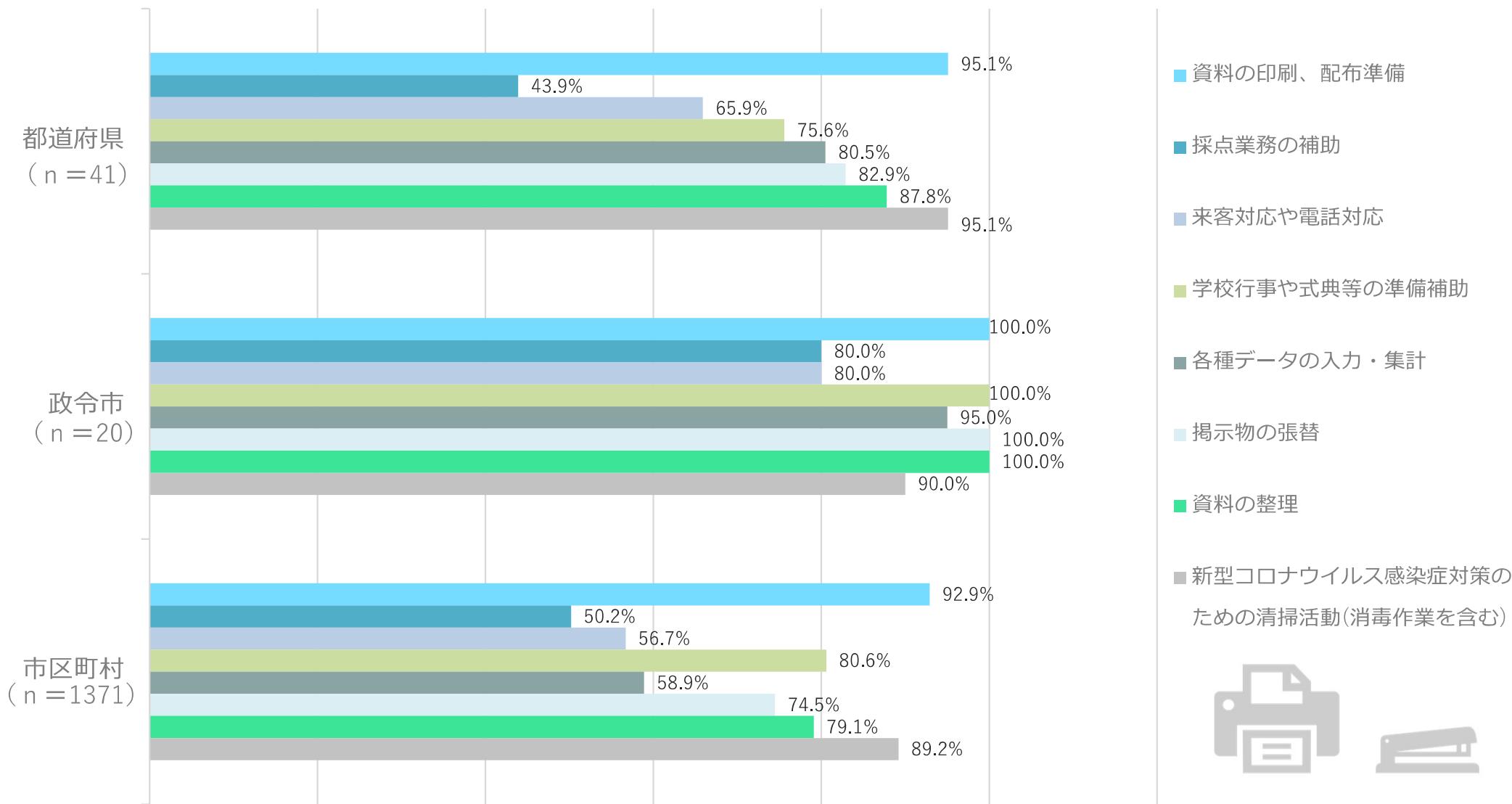
※市区町村においては都道府県で雇用されている人材の場合も含む

※教員業務支援員：小学校、中学校、高等学校等において、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する「教員業務支援員」を学校教育法施行規則に規定

-教員業務支援員の活用状況及び事例-

教員業務支援員は、資料の印刷、配布準備や学校行事等の準備補助、資料整理など多様な業務に従事しており、消毒作業にも依然として多くが従事している。

【問】「教員業務支援員」を選択した場合、教員業務支援員が参画している業務について（複数回答）



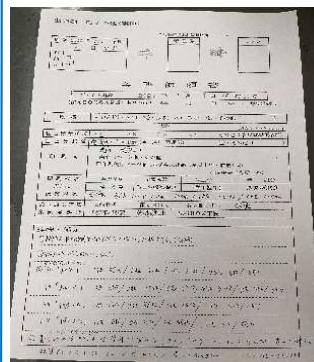


教員業務支援員との連携強化の事例

(東京都江戸川区立春江小学校)

江戸川区教育委員会では、教員業務支援員へ仕事を依頼する「業務依頼書」のひな型や、学校や教員業務支援員向けに業務内容等を記載した「業務の手引き」を作成し、各学校で有効にマネジメントができるようサポート。江戸川区立春江小学校においては、管理職（副校長）による業務精査も行いつつ、教師と教員業務支援員のコミュニケーションも活性化させ、効率的な支援を実現。

教員業務支援員の業務の流れ（教材作成業務の場合）



依頼書
依頼内容
書き初めの見本の作成

完了期限 ○月○日
配布対象 ○年生 ○枚
受け渡し方法 ○○

①お手本を書き初め用紙サイズに拡大する
②拡大したものをのりでつなぐ

先生たちが
記入し提出

副校長先生
も確認

- 各先生が依頼書を作成し、副校長先生の確認を経たうえで業務依頼書ボックスに入れます。

- 依頼書の内容に基づき、教材の作成を行います。教員業務支援員内でリーダーを決め、日々の業務の振り分けを行っています。



- 机上には作業状況を示すうちわや依頼状況がわかるホワイトボードを設置し、教員業務支援員が作業等で離席していても情報を共有できるようになっています。

教員業務支援員とのコミュニケーションも特に重視されているそうですね。



- 教員業務支援員から各先生に声かけ等を行うことで、どのような業務を依頼してよいのかがわかり、業務を頼みやすい雰囲気がつくられています。
- 効率化を図るため、教員業務支援員からの提案により、定例的な業務については、副校長による業務依頼内容の確認を省略し、先生から教員業務支援員へ直接依頼をしています。

先生方はどう感じていますか？



- 業務依頼をすることで、時間的な余裕が生まれ、その時間を授業の準備や教材研究にあてることができ、授業の質の向上につながっていると感じています。



- 学年として業務をまとめて依頼が多く、その間に学年会等の打ち合わせや、情報共有を図ることができており、大変助かっています。

学校徴収金の処理の効率化

なんかんまち

(熊本県南関町教育委員会)

学校徴収金の処理について、現金徴収から口座振替へ変更するとともに、複数校の事務を拠点の中学校（事務センター）に集まって一括処理することで、教師・事務職員の業務改善を実現。

どのように家庭へ説明されましたか？

教育委員会



事務センター長からの説明を受けた各校長がPTA総会等に諮り、承諾を得て、各学校から家庭に伝達しました。これまで、給食費だけ口座振替にしていた学校もあり、スムーズに受け入れていただいている感じています。

教育委員会



実際の処理の流れはどのように行っていますか？

- 従来から週に1回、事務センターに事務職員が集合して事務処理を行っていたことを生かし、学校振替データの確認をその場で行うこととしました。
- 各校の事務職員（5名）が連携して処理を行うことで、単独で行うよりもミスが起こりにくくなり、効率化されています。

事務職員



先生方の業務はどうかわりましたか？

先生



- 教師にとっては学校徴収金に関する業務が大幅に削減されましたし、事務職員にとっても現金を扱うことがなくなり、学校全体として業務負担の軽減になったと感じています。

事務職員



教育委員会による伴走型の業務改善

(東京都板橋区教育委員会)

教育委員会職員（行政職）が学校に入り、事務処理の効率化に関するノウハウの提供に加え、業務改善に向けた課題の吸い上げや議論の活性化の推進を実施。

取組実施の背景は何でしょうか？

教育委員会



- 令和4年2月に改訂した区の働き方改革推進プランにおいて、業務改善モデルの創出・展開を行うこととしており、教育委員会職員（行政職）が学校現場で教師とともに業務改善を推進することとしました。

教育委員会職員と学校、どのように連携されていますか？

教育委員会



- 課題解決型の業務改善が進むよう、教育委員会職員（行政職）が以下の取組を通じて、学校現場の実態・課題を把握しながら業務改善を後押ししています。
 - ✓ 学校に密着し、授業内・授業外の教師の動きを把握
 - ✓ 全教職員と面談し、働き方改革に関する課題・要望を把握
 - ✓ 上記の要望等を基に、管理職と協議し、働き方改革の取組方針を整理、実行

今はどのような業務改善を取り組んでいますか？

先生



- 会議時間の短縮やペーパーレス化、校務分掌の改善や、保護者アンケートのデジタル化、スケジュールや情報共有の効率化など、できるところから一歩ずつ改善が進んでいます。
- 改善が進む中、職員室内でも「早く帰ろう！」という意識が芽生え始めました。

– 教育課程編成上の工夫等に関する取組事例 –

週3日の5時間制の導入

(茨城県守谷市教育委員会)



夏季休業の短縮、二期制導入、始業日・終業日、県民の日・創立記念日での授業実施等により授業日数を確保し、週3日の5時間制を実施。下校時刻を早め、教師の放課後の業務時間の確保及び早期退勤を実現。

取組実施の背景は何でしょうか？

教育委員会 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、児童生徒の学びの質の保証と、教師の長時間勤務の改善を両輪で捉えることを念頭に、取組を検討してきました。



(例) 小学校4～6年生の担任の業務改善例（勤務時間が8:15～16:45で、下校指導を15分行った場合）

授業準備や研修に充てられる放課後の時間			
週3日の5時間制実施前		週3日の5時間制実施後	
週5日6時間 児童下校15:45	45分×5日 =225分	週3日5時間 児童下校15:00	90分×3日 =270分
週2日6時間 児童下校15:45		45×2日 =90分	
225分（3時間45分）／週		360分（6時間）／週	

先生

先生方の受け止めはいかがですか？



- 退勤時刻が早くなかったことのほか、子供達と話せる時間、教材研究の時間などを確保することができるようになりました。
- 先生の気持ちにゆとりがもてるようになりました。

第6学年5組 6月1日(月)～6月5日(金)					
	1日	2日	3日	4日	
朝	学活	図工	国語	社会	
1	「学校生活のさうじ」 コロナ感染防止と 学校生活について ・私生も ・私生もこなしておきます。	「使ってほしい機器物(用具) ・海と生きる ・私生も ・私生もこなしておきます。	「サボテンの花」 ・新出漢字を確認する。	「自然災害を防ぐ」 （前年度分の学習） ・災害防止①	「自然災害を防ぐ」 （前年度分の学習） ・災害防止②
2	「環境を守るわたしたち」 （前年度分の学習） ・水資源と環境①	「対称な图形」 ②対称的な图形 ・対称的な图形の特徴である点、 近、角を調べる。	「環境を守るわたしたち」 （前年度分の学習） ・水資源と環境③	心を透かそう 「手の洗い方」 ・言葉をよりよくして、言葉 をかぎり	「対称な图形」 ③対称的な图形 ・対称的な图形の特徴である点、 近、角を調べる。
3	「気持ちよく対話を続けるよ」 ・新出漢字を確認する。	「対称な图形」 ④対称的な图形 ・対称的な图形の性質を知る。 ・角を調べる。	「ものの燃え方」 ・吉田先生	「対称な图形」 ⑤対称的な图形 ・対称的な图形の特徴である点、 近、角を調べる。	「自然災害を防ぐ」 （前年度分の学習） ・災害防止まとめ
4	「授業な説明」 ①対称な图形 ・「対称な图形」と「点対称な 图形」の用語と定義	「英語の発音を知りよう」 ・アルファベットの「E」を 書く練習をする。	「もの燃え方」 ・吉田先生	「対称な图形」 ⑥対称的な图形 ・対称的な图形の性質を知り、 その性質を活用して、作画を する。	「移行指掌分の漢字」 （その2） ・新年度分の学習
5	「環境を守るわたしたち」 （前年度分の学習） ・水資源と環境②	「英語の発音を知りよう」 ・アルファベットの「E」を 書く練習をする。	「サボテンの花」 ・全文通読する。 ・感想を書く。	「移行指掌分の漢字」 （その2） ・新年度分の学習	「ものの燃え方」 ・吉田先生
6	「対称と並んで見目しよう」 ・対称と並んで見目しよう 文章を書く。		「算数」	「対称な图形」 ③対称的な图形 ・対称的な图形の性質を調べ る。	

授業準備や研修等に充てられる時間

どのように創意工夫をされましたか？

教育委員会



- 夏季休業の短縮、二期制の導入、始業日・終業日、祝日（県民の日・創立記念日）において授業を実施し、必要な授業時間を確保しています。
- 週3日の5時間授業日に部活動を実施し、活動時間の確保（100分）と早期下校を両立しています。

担任間での授業交換による 教科担任制の導入

(北海道室蘭市立旭ヶ丘小学校)

小学校の5年生3クラスの担任同士での授業交換により準備が必要な科目数を削減し、教材研究の時間の充実や授業準備にかける時間の短縮を実現。

この仕組みを導入したきっかけは何ですか？

先生



- 2つの学校が統合されるタイミングで、授業や教材研究をより充実させられないかと考え、令和2年度に5年生の3クラスから試験的導入をし、現在は3年生以上で授業交換を行い、取組の幅を広げています。

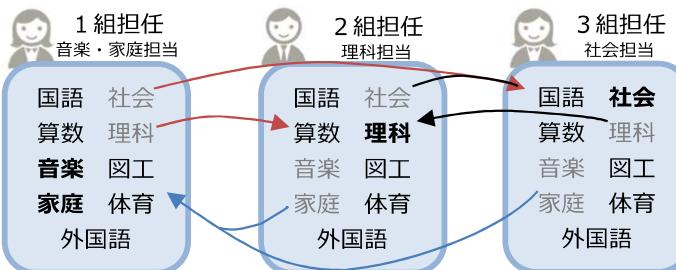
どの授業を交換されていますか？

先生



- 実験器具や資料の準備に時間がかかる理科や社会、教室移動を伴う音楽や家庭科、外国語活動の授業交換を行っています。

5、6年生の例

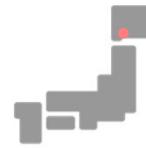


授業交換による教科担任制により、 どんな効果や意義を感じていますか？

先生



- 担当する科目が減ることで、その授業の準備にかけていた時間を他に割けるようになりました。
- 担任1人だけでなく、複数の先生の目で子供を見ることで、それぞれの子供の良かったところや課題、学びの状況について多様な視点で見られるようになりました。



専科加配等による教科担任制の導入

(群馬県藤岡市立藤岡第一小学校)



国の加配定数の活用を含む専科教師の配置や学級担任間の授業交換により、各教師の持ちコマ数を減らし、教材研究や授業準備を行う空き時間を創出。

取組実施の背景は何でしょうか？

教育委員会



- 学級担任の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化、教材研究の充実を図るため専科加配を導入しました。

教科担任制の実施にあたって、どのような工夫をされていますか？

校長先生



- 中堅・若手・ベテランといった先生の指導経験のバランスや専門教科、特性等に配慮しています。
- 教科担当者の相談役となるよう、各教科主任には、専門性・指導経験が豊かな先生を充てています。

教科担任制により、どんな効果や意義を感じていますか？

先生



- 持ちコマ数や準備に充てる時間が減り、負担が少なくなった。
- 教材研究を充実できるため、授業の質の向上とともに、同一の評価規準で評価を行えるようになりました。

5年生の学級担任のA先生の担当授業

もともと26~28コマあった週当たりの持ちコマ数が、取組により22~23コマになりました！

国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語
他の先生	自分	他の先生	他の先生	他の先生	自分	自分	自分	他の先生
交換	他学級も担当	交換	専科	専科		他学級も担当		専科

学校に常駐する地域学校協働活動推進員が中心となった学校支援の活動

(島根県雲南市木次中学校)



雲南市では、中学校区で1つのコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を立ち上げています。学校の働き方改革や教師との信頼関係構築には、学校と地域が日常的に関わることが必要という意見を受け、地域学校協働活動推進員（以下「推進員」）を学校に常駐させています。

取組の特徴

教育委員会 職員室に推進員の席を設け、年間200日間活動するなど常駐的な配置を行っています。



- 推進員は、学校と地域・保護者などとの連絡調整の窓口となるほか、学校と地域との創意工夫による特色ある教育活動のコーディネートを担っています。

どんな効果や意義を感じていますか？

先生



- 職員室に常駐することで教師との対話の時間が生まれ、関係性が深まることで、教師のニーズに基づく効果的な学校支援の取組に繋がっています。
- 中学校区を単位として小中連携が深まるほか、広域的に多様なボランティアの確保ができ、学校支援や放課後の活動の多様化・充実に繋がっています。

関係者の声

- (学校) 「地域との連絡調整を推進員が担うことで、授業づくりや生徒に向き合える時間が増え、教師の心理的な負担軽減になっている。」
- (地域) 「常駐によって地域にとっても学校が身近な存在となることで、学校との連携が深まり、地域全体で子供たちを育む機運が高まっている。」



コミュニティ・スクールを活用した地域と協働した学校運営

(東京都三鷹市三鷹中央学園)



三鷹市では、小中一貫の学校運営を行うために、コミュニティ・スクールを中心とした地域と協働した学校運営を実施しています。

取組の特徴

教育委員会 学校運営協議会における、教師や保護者など多くの当事者による熟議を通して、学校の教育目標や育てたい子供像の実現に向けて、学校・家庭・地域と子供たち自身の取組見える化した「パワーアップアクションプラン」を作成しました。



先生



- アクションプランを学校・家庭・地域の関係者に共有することで、それが役割を自覚し、目指す学園生像に向けて、当事者意識を高めるとともに、互いの取組を意識した積極的な連携が図れるようになりました。

校長先生



- 役割分担に基づき、地域学校協働活動の一環として、地域による登下校の見守りや放課後における学習支援活動を実施しています。

関係者の声

(学校) 「学校の役割が明確になり、それを踏まえて家庭や地域に対して、必要な支援を働きかけられるようになった」

(地域) 「熟議を通じて、地域の行事を見直すきっかけにもなった」

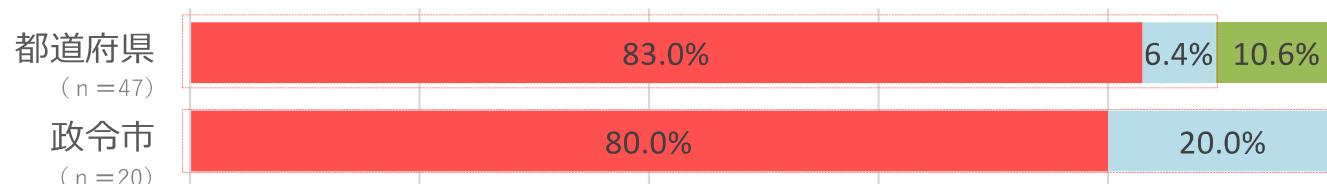
三鷹中央学園パワーアップアクションプラン（一部を抜粋、簡略化）

目指す学園生像	学校での取組	子どもの取組	家庭での取組	地域での取組
すすんで学ぶ（確かな学力）	魅力ある授業づくりなど	読書習慣・家庭学習など	子供の学習内容への関心など	放課後や休業中の遊びの場など
感謝と思いやり（人間性）	異学年交流・あいさつ指導など	家庭で報告・友達に声掛けなど	家庭での対話・感謝の声掛けなど	体験・交流の機会充実・子供を褒める場をつくるなど
たくましい心と体（心身の健康）	集団生活指導・運動・部活動・食育の推進など	時間を作る規則的な生活習慣など	規則的な生活の習慣づけ・ゲームやスマホの利用ルールなど	運動する機会の充実など
地域・社会貢献（地域への愛着）	防災訓練・地域と関わる学習など	ボランティア地域行事や防災訓練への参加など	学校・地域行事への参加・地域の防災訓練など	登下校の見守りなど安全安心な環境づくりなど

– 指針を踏まえた条例・規則等の整備状況 –

文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた条例等が令和3年度以前に整備済である自治体は、**都道府県は83.0%、政令市は80.0%**。また、指針を踏まえた上限方針の教育委員会規則等が令和4年度までに整備済・整備される見込みである自治体は、**都道府県は97.9%、政令市は100%、市区町村は78.1%**。

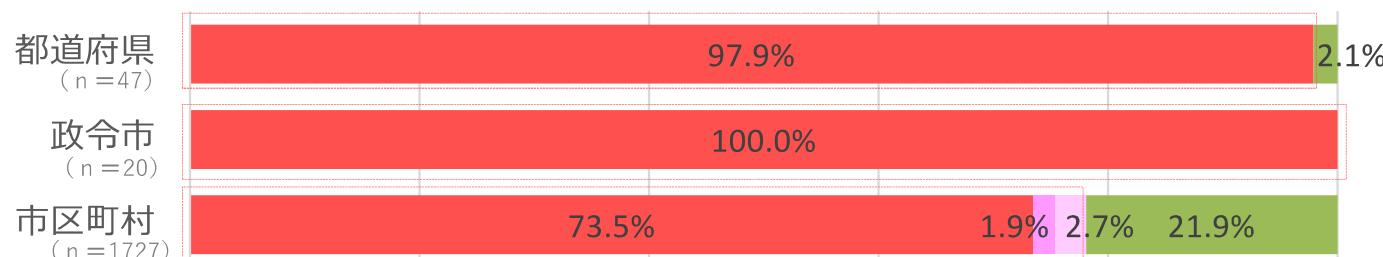
【問】指針※を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定める上限方針※の実効性を高めるための**条例の整備状況** (回答対象：都道府県・政令市のみ)



- ① 令和3年度以前の議会において条例改正を行った。
- ② 令和4年度（4月～8月）の議会において条例改正を行った。
- ③ 令和4年度（9月～3月）の議会において条例改正を行う予定である。
- ④ 条例に明確な根拠となる規定が既に整備されており、条例改正は行わない。
- ⑤ 条例の整備については検討中である。

【問】指針を踏まえ、上限方針を教育委員会規則等として位置付けるなどの**規則等の整備状況**

(回答対象：全ての教育委員会)



- ① 令和3年度以前に規則等の整備を行った。
- ② 令和4年度（4月～8月）において規則等の整備を行った。
- ③ 令和4年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である。
- ④ 規則等の整備については検討中である。

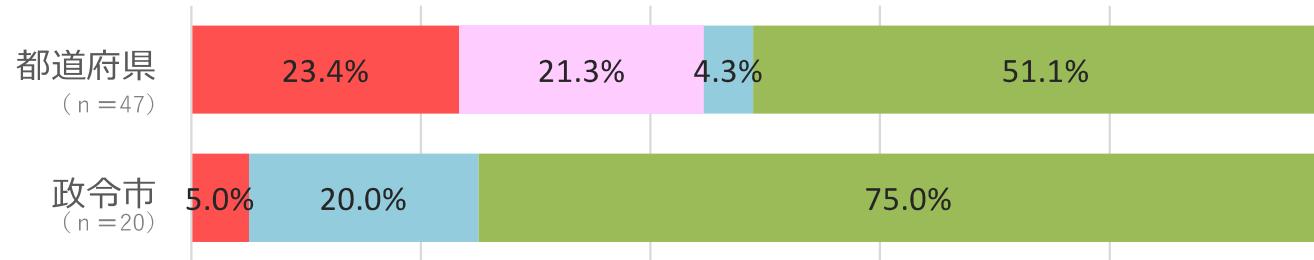
※指針：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針
※上限方針：所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例を令和4年度までに整備済である自治体は、都道府県は23.4%、政令市は5.0%。

※あくまでも各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるよう法整備された制度であるため、他の調査項目と異なり、実施率の高低が望ましい／望ましくない状況を表すものではないことに留意。

【問】休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況

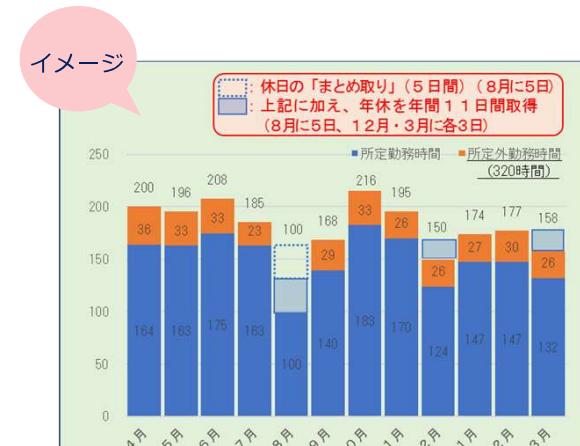
(回答対象：都道府県・政令市のみ)



- ① 令和3年度以前の議会において条例の整備を行った。
- ② 令和4年度の議会において条例の整備を行う予定である。
- ③ 時期は未定だが、条例の整備を行う予定である。
- ④ 条例の整備を行う予定はない。
- ⑤ 条例の整備を行うか否かを含めて検討中である。

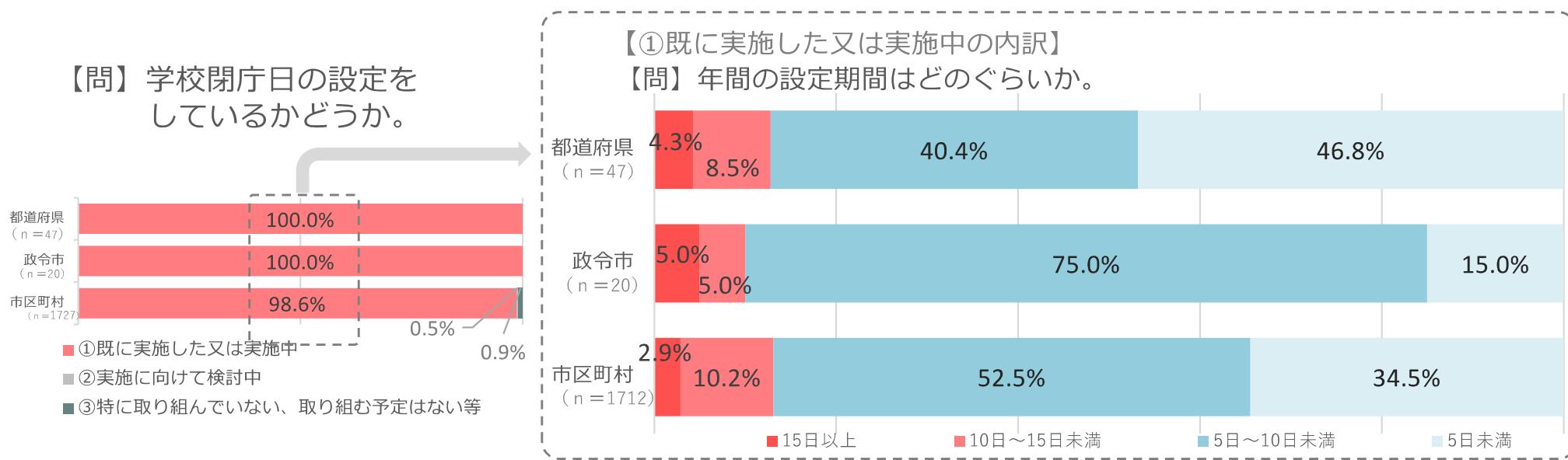
休日の「まとめ取り」(施行日：令和3年4月1日)

- ✓ 令和元年12月に公布された改正給特法により制度化。各地方公共団体の判断により年間の業務の繁閑に応じ勤務時間を柔軟に配分することができる制度。教師のリフレッシュの時間の確保、教職の魅力向上等が目的。
- ✓ 長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用が可能。また、在校等時間の上限時間の遵守等の前提状況を文部科学省令や「指針」に規定。
- ✓ 実際の条例等の整備や制度の適用については、新型コロナウイルス感染症の状況を含め、地域や学校の実情に応じて、各地方公共団体において判断するもの。

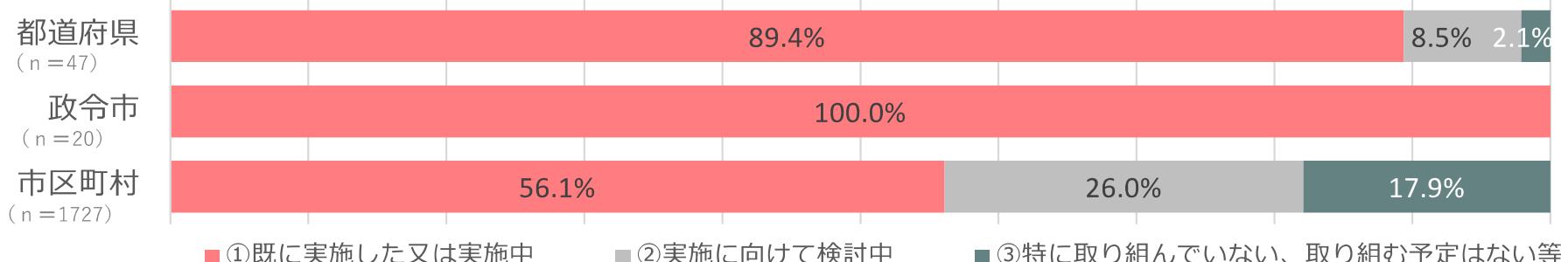


–学校閉庁日の設定、留守番電話の設置等の状況–

- ・学校閉庁日の設定状況は、都道府県・政令市・市区町村ともに**全国的に取組が浸透した状況**となった。市区町村における年間の設定期間については、5日未満が約35%、5日～10日未満が約半数。
- ・勤務時間外の留守番電話の設置等は、都道府県89.4%（R3：78.7%）、政令市100%（R3：95.0%）、市区町村56.1%（R3：48.8%）と令和3年度に比べて**実施率がいずれも伸び、全国的に導入が進んでいる**。



【問】勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備しているかどうか。



○学校における働き方改革に係る取組の総合的かつ着実な実施

教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備するため、小学校における35人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の推進等の**教職員定数の改善**、教員業務支援員をはじめとする**支援スタッフの充実**、校務のデジタル化等の**学校DXの推進**等について、引き続き、**総合的かつ着実に取組を進めます**。

また、これまでの様々な取組と成果等を踏まえつつ、**本年度実施の勤務実態調査において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握**し、その結果等を踏まえ、教師の待遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討します。

○勤務実態の客観的な把握

客観的な方法で勤務実態を把握している教育委員会の割合は更に伸びましたが、働き方改革のスタート地点である客観的な勤務実態の把握が一刻も早く全ての市区町村で行われるよう、引き続き、**進捗状況等をフォローアップ**します。また、**教員業務支援員等の支援スタッフの補助金交付の際に客観的な勤務実態の把握を前提条件にすること等を通じ、各教育委員会における取組を促します**。

○学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化の推進

「3分類」に係る取組をはじめ、学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化のために必要な取組が都道府県・市区町村において一層積極的に進むよう、働き方改革を推進するために配置する**教員業務支援員の補助金交付の際に、今回の取組状況結果を勘案する取組を一層推進する等、各教育委員会における更なる取組を促します**。

また、令和5年度より、働き方改革の推進により勤務状況の改善が見込まれる学校を指定し、**民間事業者等の専門的な知見による伴走型の支援を行う予定**です。これにより、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る取組を創出し、成果を客観的に評価した上で、具体的な改善方策等について、全国展開を図ります。

○改正給特法を踏まえた対応

令和元年12月に公布された改正給特法を踏まえ、特に勤務時間の上限に関する「指針」に関して、都道府県・指定都市において条例で「上限方針」を根拠づけた上で、市区町村教育委員会等の規則等において「上限方針」の策定を進めていたくよう、引き続き、**策定状況をフォローアップするとともに、今回の改正の趣旨や意義の周知徹底を図っていきます**。

○取組状況のフォローアップ・取組事例の展開等

引き続き、**本調査の継続により各取組のフォローアップを実施するとともに、令和4年度についても、取組事例の横展開を図り、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っていきます**。